

○ヤマザキ動物看護専門職短期大学研究活動の適正推進及び不正行為への対応に関する規程

平成31年4月1日
制定

(目的)

第1条 この規程は、ヤマザキ動物看護専門職短期大学（以下「本学」という。）における適正な研究活動の保持及び、研究活動及び研究費の取扱いに係る不正防止の方法並びに不正行為が生じた場合の措置等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究者等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 研究活動を行う本学の常勤及び非常勤の教員、並びに職員
- (2) 研究活動を行う本学の学生
- (3) 研究費又は本学の施設若しくは設備を利用して研究活動を行う者

(適用対象)

第3条 この規程は、不正行為の疑いに対する調査の端緒が本学内関係者からの通報（以下「学内通報」という。）による場合のほか、本学外からの情報、指摘、報道又は官公庁からの指示等（以下「学外情報」という。）を端緒とする場合を含む全ての不正行為に関する事案をその対象とする。ただし、この規程に定める各のうち、学内通報を端緒とする場合に固有の事項を含む各条項は、学外情報を端緒とする場合についてこれを適用せず、又は当該各条項の趣旨に反しない限り、必要に応じて、適宜読み替えてこれを準用するものとする。

(不正行為の定義)

第4条 この規程において、不正行為とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次に掲げるものをいう。

- (1) 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること、又は作出したこれらのものを記録したり、報告又は論文等に利用したりすること。
- (2) 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工したり、それを記録すること、又はそのような真正でない加工を施したデータ・結果等を用いて研究の報告・論文等の作成・発表すること。
- (3) 盗用：他の研究者のアイディア、常法ではない分析・解析方法、データ、研究結果、

論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(4) 研究費の不正受給・不正使用：補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）をはじめとする各種法令及び本学の関係諸規定等に違反して、研究費に対する応募・受給の資格がないのにその申請を行って不正にこれを受給し、又は受給した研究費を預け金、架空出張費、架空謝金、受給対象研究以外の研究への流用、その他不正の使途に使用すること。

(5) 上記以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

2 前項各号の不正行為に関する該当性の認定については、不正行為の疑いを指摘された事実に対し、当該行為者が、合理的、かつ、正当な理由なく、客観的、かつ、明確な証拠をもって反証しないときは、不正行為と看做されるものとする。

（責任と権限）

第5条 研究者倫理の向上を図るとともに研究活動に係る不正行為に対応するために最高管理責任者、統括管理責任者、研究倫理教育責任者を置く。

(1) 最高管理責任者：本学の研究者倫理の向上及び研究活動に係る不正行為について責任及び権限を有し、ヤマザキ動物看護専門職短期大学公的研究費取扱規程第3条に該当する者をもって充てる。

(2) 統括管理責任者：最高管理責任者を補佐し、本学の研究活動に係る不正行為について大学全体を統括する実質的な責任と権限を有し、ヤマザキ動物看護専門職短期大学公的研究費取扱規程第4条に該当する者をもって充てる。

(3) 研究倫理教育責任者：研究倫理教育を適正、かつ、円滑に実施するために、当該業務を統括する研究倫理教育責任者を置き、研究委員会委員長をもって充てる。研究倫理教育責任者は、研究倫理教育について大学全体を統括する実質的な責任と権限をもつものとし、教職員等に対する研究倫理意識を高揚し、必要な啓発及び倫理教育の計画を策定し、実施するものとする。

（研究倫理教育責任者）

第6条 研究倫理教育責任者は、研究倫理教育の内容・実施形態の検討、研修会の開催等、研究倫理教育の啓発活動を推進し、不正行為の防止に取り組まねばならない。

2 研究倫理教育責任者は、不正行為が行われ、又はその恐れがある場合には、本学動物トータルケア学科長（以下「学科長」という。）と連携し、この規程に定める調査などに厳正かつ適切に対応するものとする。

- 3 研究倫理教育責任者は、若手研究者が自立できるよう適切に支援及び助言をするものとする。

(研究者等の責務)

第7条 研究者等は、研究活動上の不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を原則として5年間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。なお、必要に応じて期間を延長することがある。

(研究活動の適正な推進の確保のための是正措置)

第8条 ヤマザキ動物看護専門職短期大学長（以下「学長」という。）は、研究委員会が実施する調査等によって、学内における研究活動の適正な推進確保のための取組が不十分であると認められる場合又は研究遂行上必要とされる手続、確認及び承認行為等の不備などの理由により、研究活動の適正な推進が損なわれると認められる研究活動がある場合は、学科長に対して改善を命ずることができる。

- 2 前項に規定する改善命令がなされた場合において、当該改善命令に対し講じられた学科における措置に対する研究者等の対応が不十分であるとき、学科長は、当該研究者等に対し、当該研究活動の停止を命ずることができる。
- 3 第1項に規定する改善命令がなされた場合において、当該改善命令に係る学科の措置にもかかわらず、当該研究者等が当該措置に従わないなどの不誠実な対応等が認められるとき、学長は、当該研究者等の競争的資金等の応募資格をはく奪するとともに、継続中の研究活動の停止を命ずることができる。

(通報窓口の設置)

第9条 学内外からの不正行為の告発及び不正行為に係る情報提供等に対応するため、通報窓口を設置する。

- 2 通報窓口は、告発者及び情報提供者の人権、個人情報等を保護するため、本学における公益通報を受ける窓口である学校法人ヤマザキ学園（以下「学園」という。）法人本部総務部に置く。
- 3 通報窓口は、告発者の氏名、住所、電話番号、研究に係る不正行為の内容等が明示され

たものを受け付ける。

- 4 匿名による告発があったときは、不正行為の内容が明示され、かつ、相当の信憑性があると思われる場合に限り、受け付けることができる。
- 5 通報窓口には不正行為に関する告発を受け付けた場合、通報窓口の責任者は速やかに、学長に報告する。
- 6 当該告発の対象となった研究者等が本学の所属でないとき、学長は対象となった研究者等の所属する研究機関に通知するものとする。
- 7 通報窓口は、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に対して受け付けた旨を通知するものとする。
- 8 通報窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、メールや電話等その他の方法による場合は、その内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講じるなど、適切な方法で実施しなければならない。

(告発の相談)

第10条 不正行為に関するルール等について、学内外からの相談を受け付けるため、不正行為の相談窓口を、本学事務局に設置する。

- 2 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、相談窓口に対して相談することができる。
- 3 相談窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、メールや電話等その他の方法による場合は、その内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講じるなど、適切な方法で実施しなければならない。また、相談窓口の職員が自己との利害関係を持つ事案に関与しないようにする。
- 4 告発の意思を明示しない相談があったときは、相談窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 5 前項の報告があったとき、学長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、学科長に報告するとともに、当該報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(不正行為の告発)

第11条 不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、通報窓口を通じ、告発を行うことができる。

- 2 報道又は学会、他機関から不正行為の疑いが指摘された場合も、前項の告発があったものとして取り扱うことができる。

- 3 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の様態等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）ことを、本学が確認した場合は、第1項の告発があったものとして取り扱うことができる。

（予備調査）

第12条 前条に基づく告発があった場合又は学長がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、学長は研究委員会とともに速やかに予備調査を実施しなければならない。調査に係る者が自己との利害関係をもつ事案に関与しないようにする。

- 2 研究委員会が必要と認めたときは、学外の有識者を委員に加えることができる。
- 3 研究委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 研究委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

（予備調査結果）

第13条 研究委員会は予備調査結果を審議し、学長は、告発を受け付けた日から起算して30日以内に、その結果を文書により告発者及び被告発者に通知するとともに学校法人ヤマザキ学園理事長（以下「理事長」という。）に報告しなければならない。

- 2 本調査を実施することを決定した場合は、学長は、告発者及び被告発者に対し、本調査を行う旨の通知をし、調査への協力を求めるものととともに、理事長に報告しなければならない。また、被告発者が本学以外の機関に所属していた場合は、その所属機関にも通知するものとする。
- 3 本調査を実施することを決定した場合は、学長は当該事案が文部科学省等の省庁及び各省庁所管の資金配分機関（以下「資金配分機関等」という。）より配分を受けている研究活動の場合、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について資金配分機関等に報告、協議するものとする。
- 4 本調査を実施しないことを決定した場合は、学長は、その理由を付して告発者に通知するとともに、速やかに資金配分機関等に報告するものとする。この場合において、氏名の秘匿を希望した者については、通報窓口を通じて通知するものとする。

（調査委員会の設置）

第14条 予備調査の結果、不正行為が存在すると研究委員会が思料する場合は、学長は調査委員会を設置し、30日以内に本調査を実施しなければならない。

(調査委員会の組織)

第15条 調査委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。なお、第3号に定める委員が調査委員の過半数を占めるものとする。

- (1) 研究委員会委員 1名
- (2) 本学の教職員 2名
- (3) 外部学識経験者 若干名

2 前項に定める委員は、告発者及び被告発者並びに調査対象事項と直接の利害関係を有しない者とする。

3 学長は、調査委員会を設置したとき、第1項に定める委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知するものとし、当該通知を受けた告発者及び被告発者は、通知後2週間以内に異議申立てをすることができるものとする。

4 第1項に定める委員について、その選任後、第2項に定める除斥原因に該当する疑いのあることが判明したとき及び前項に定める異議申立ての内容が妥当であると調査委員会が判断ときは、学長は速やかに当該委員の委嘱を解き、必要に応じて、代替の委員を選任するものとするものとし、その旨を告発者及び被告発者に通知するものとする。

(委員長)

第16条 調査委員会に委員長を置き、学科長を調査委員会委員長とする。

委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。

(研究に係る不正行為に関する調査の方法)

第17条 第4条第1項第1号から第3号の研究に係る不正行為（以下「研究に係る不正行為」という。）に関する調査は、指摘された当該研究に係る論部や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、調査対象者及び関係者に対するヒアリング、再実験の要請等により行うものとする。その際、調査対象者に弁明及び反証の機会を与えなければならない。また、必要に応じて、学内外の参考人の意見を聴取する。

2 調査対象者に再実験などによる再現性を示すことを求める場合は、そのための機会及びそれに要する時間を合理的に必要と判断される範囲において、調査委員会の指導・監督のもとに行うことを保証するものとする。

(研究に係る不正行為に関する調査の対象)

第18条 研究に係る不正行為に関する調査は、指摘された当該研究を対象とするほか、調査委員会の判断により、調査に関する過去の研究も対象とすることができる。

(研究費に係る不正行為に関する調査の方法)

第19条 第4条第1項第4号の研究費に係る不正行為（以下「研究費に係る不正行為」という。）に関する調査は、指摘された当該研究費の受給及び支出の当否について、当該研究費の対象研究課題、当該研究費の支出先、支出名目及び支出金額等を、関係書類の精査、調査対象者及び関係者に対するヒアリング、その他適宜の方法によって行うものとする。その際、調査対象者に弁明及び反証の機会を与えなければならない。

（研究費に係る不正行為に関する調査の対象）

第20条 研究費に係る不正行為に関する調査は、指摘された当該研究費を対象とするほか、調査委員会の判断により、調査に関する過去の研究費も対象とすることができる。

（調査繫属中の暫定措置）

第21条 調査対象が研究に係る不正行為に関する事案であると研究費に関する不正行為である事案であるとを問わず、当該調査対象事案の内容及び調査の状況により、調査の完了及びその結果に基づく認定が確定するまでの間、学長の判断により、必要に応じて、臨時調査対象者を含むその関係者に対し、当該調査対象事案に係る研究費の使用停止を命ずることができる。

2 第29条第3項の規定にかかわらず、調査対象事案の内容及び調査の状況により、調査の完了及びその結果に基づく処分が確定するまでの間、理事長は、学長の具申を受けて、調査対象者に対し、就業規則の定めるところによって就業禁止を命ずることがある。

（証拠の保全措置）

第22条 調査委員会は、調査に当たって、調査対象事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料等を保全するため、必要に応じて次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 関係者からのヒアリング
- (2) 研究論文、実験・観察記録ノート、実験データ、その他の研究資料等の精査
- (3) 再現実験の要請
- (4) その他本調査の実施に関し必要と認められる事項

2 調査委員会は、被告発者が前項の調査の協力の求めに応じない場合又は資料等の隠滅のおそれがある場合は、被告発者が所属する学科長の承諾を得て、調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は機器、資料等を保全する措置をとる。

3 本学以外の機関が調査機関であり、告発された事案に係る研究活動が本学で行われた場合、調査機関の要請に応じ、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。

（認定）

第23条 調査委員会は、不正行為の一部でも認定された場合、速やかに学長に報告するものとする。学長は調査結果を当該事案に係る資金配分機関等及び理事長に報告するものとする。

2 調査委員会は、本調査を開始した日から起算し、原則として150日以内に調査内容をまとめ、研究活動上の不正行為が行われたか否か、不正行為と認定した場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

3 調査委員会は、前項の認定結果を学長に報告する。

4 認定結果の報告を受けた学長は、告発者及び被告発者に通知するとともに理事長に報告しなければならない。この場合において、氏名の秘匿を希望した者については、通報窓口を通じて通知するものとする。

5 前項の報告を受けて、学長は当該事案に係る資金配分機関等にも調査結果を報告するものとする。また、資金配分機関等から要請又は指示等を受けたときは、これに従い、予備調査に係る資料等や本調査の進捗状況報告及び中間報告を提出するとともに、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧及び現地調査に応ずるものとする。

(異議申立て)

第24条 告発者及び被告発者は、前条第1項の認定結果に異議がある場合は、調査結果通知日から起算して14日以内に、書面により調査委員会に対して異議を申し立てることができる。

2 前項の異議申立てがあった場合、学長は、調査委員会に対し再調査を実施するか否かの審査を指示するものとする。

3 調査委員会は審査の結果、再調査を実施するか否かを決定し、学長は告発者及び被告発者に通知するとともにその内容を理事長に報告しなければならない。この場合において、氏名の秘匿を希望した者については、通報窓口を通じて通知するものとする。

4 前項の報告を受け、学長は、速やかに認定結果を公表するとともに、資金配分機関等に報告する。

(再調査)

第25条 前条第3項において再調査を実施するという決定をした場合には、調査委員会は、再調査の決定日から起算して50日以内にその結果を学長に報告するものとする。

2 新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員会委員の交代若しくは追加、

又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

- 3 第1項の報告を受けた学長は、その結果を告発者及び被告発者日に通知するとともに、資金配分機関等及び理事長に報告するものとする。この場合において、氏名の秘匿を希望した者については、通報窓口を通じて通知するものとする。
- 4 告発者及び被告発者は、第1項の再認定の結果に対し、異議を申し立てることはできない。

(認定後の措置)

第26条 調査委員会は、不正行為が存在すると認定した場合及び相当な理由があると思料する場合は、次の各号に掲げる措置をとることができる。

- (1) 学長又は学科長を通じて被告発者の教育研究活動の停止措置等に関する勧告
 - (2) 学長又は学科長を通じて被告発者の研究費の使用停止・返還措置等に関する勧告
 - (3) 資金配分機関等、関連論文掲載期間及び関係教育研究機関等への通知並びにこれらの機関との協議
 - (4) 認定結果の速やかな公表
- 2 調査委員会が、不正行為が存在しないと認定した場合は、調査研究活動等の正常化及び名誉回復のため十分な措置をとるものとする。
 - 3 不正行為がなかった場合でも、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等の故意によるものではない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。

(調査結果の公表)

第27条 調査委員会は、調査委員会の調査の結果、不正行為と認定した場合は、当該不正行為を行った被告発者の氏名・所属、不正の内容、公表までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、非公表とすることができる。

- 2 調査委員会は、調査の端緒が学内通報であり、調査の結果当該学内通報が悪意に基づくものであったことが判明した場合は、当該告発者の氏名等を公表するものとする。
- 3 不正行為が行われなかったと認定された場合、原則として調査結果を公表しないものとする。ただし、公表までに調査対象事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

(悪意に基づく告発)

第28条 何人も、悪意に基づく告発（被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害す

るため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。以下同じ。)を行ってはならない。

- 2 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、その旨の認定を行い、学長に報告する。
- 3 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 第2項の認定結果の通知を受けた学長は、告発者及び告発者が所属する学科長に通知する。
- 5 悪意に基づく告発の認定があったときは、調査結果を公表する。
- 6 悪意に基づく行為を行った者について、第16条第1項の異議申立てが行われなかったこと又は異議申立てが行われた場合において同条第2項により再調査を行わないことを決定したこと、若しくは第17条の再調査を行ったことにより悪意に基づく告発が確定した場合、学長は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。また、その者が他機関に所属していた場合は、学長から当該機関に通知するものとする。
- 7 学長は、予備調査、本調査又は再調査の結果、告発に係る特定不正行為の事実が認められなかった場合であっても、直ちにこのことをもって、悪意に基づく告発を行ったとみなし、告発者に対して不利益な取り扱いをしてはならない。

(告発者及び被告発者の保護)

第29条 学長は、告発者及び被告発者に対し、告発したことや告発されたことを理由とする当該研究者の職場環境の悪化や差別待遇がおきないように、適切な措置を講じなければならない。

- 2 相当な理由なしに、告発者及び被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、学長は、就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 3 学長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、あるいは相当な理由なしに、たんに告発をした、あるいはされたことのみをもって、告発者及び被告発者に対する、研究活動の全面的禁止、解雇、配置換、懲戒処分、降格、減給その他不利益な措置等を行ってはならない。

(守秘義務)

第30条 不正行為の調査に当たっては調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分

配慮しなければならない。

- 2 この規程に定める業務に携わるすべての者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第31条 研究委員会、調査委員会及び法人本部総務部における告発窓口に関する事務は、関係者の協力を得て学園法人本部総務部において処理する。

(雑則)

第32条 この規程に定めるもののほか、適正な研究活動の保持及び研究活動上の不正行為の防止や研究費の不正利用防止等に関し必要な事項は、学長が教授会の意見を聴取後、理事長へ上申し、理事会の議を経て理事長が定める。

(補則)

第33条 この規程に定めのない事項については、関係法令及び本学の関係諸規程等の定めるところによるものとする。

- 2 この規程の運用については、その時点における最新の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（文部科学大臣決定）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定）、その他の関係行政指針等の趣旨に悖ることがないように留意しなければならない。

(規程の改廃)

第34条 この規程の改正及び廃止は、学長が教授会の意見を聴取後、理事長に上申し、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則（令和元年6月18日教授会承認、令和元年7月18日理事会承認）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から制定施行する。

附 則（令和5年1月18日教授会承認、令和5年3月9日理事会承認）

この規程は、令和5年4月1日から改正施行する。